

# ○物流効率化等推進事業費補助金（中小トラック事業者向けテールゲートリフター等導入等支援事業） 交付要綱

令和6年3月29日 国自貨第838号

## （総則）

**第1条** 物流効率化等推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

## （目的）

**第2条** この補助金は、一般貨物自動車運送事業者等（以下「間接補助事業者」という。）による車両の効率化設備の導入等並びに業務効率化、経営力強化及び人材確保・育成の取組（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費を補助することにより、中小貨物自動車運送事業の経営の構造的な改善を図ることを目的とする。

## （定義）

**第3条** この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「一般貨物自動車運送事業者等」とは、次に掲げる者をいう。
  - イ 一般貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業を経営する者をいう。）
  - ロ 特定貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法第2条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業を経営する者をいう。）
  - ハ 第二種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を経営する者をいう。）
  - ニ 自動車リース事業者（事業用自動車の貸渡しを業とする者をいう。）
  - ホ 倉庫業者（倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条の登録を受けた者をいう。）及び荷主
  - ヘ 人材育成機関（貨物自動車運送事業に従事する者を育成する機関であって、貨物自動車の運転技能その他の貨物自動車運送事業に係る技能の習得を図るものをいう。）
- 二 「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び第二種貨物利用運送事業をいう。
- 三 「車両の効率化設備の導入等」とは、テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン及びトラック搭載用2段積みデッキの導入並びに速度制限装置の機能改修をいう。

- 四 「テールゲートリフター」とは、貨物自動車運送事業の用に供する自動車の車両後部に装着する昇降機（エレベーター式の荷役機器）であって、補助事業を実施する者（以下、「補助事業者」という。）が別に定めるものをいう。
- 五 「トラック搭載型クレーン」とは、貨物自動車運送事業の用に供する自動車の荷台又は運転席と荷台の間に装着する移動式クレーンであって、補助事業者が別に定めるものをいう。
- 六 「トラック搭載用2段積みデッキ」とは、貨物自動車運送事業の用に供する自動車の車両内部に設置する組立用デッキであって、補助事業者が別に定めるものをいう。
- 七 「速度制限装置の機能改修」とは、貨物自動車運送事業の用に供する自動車に装着する速度制限装置について、輸送の効率化及び労働時間短縮のために機能改修を行うものであって、補助事業者が別に定めるものをいう。
- 八 「業務効率化」とは、貨物自動車運送事業の輸送の効率化及び労働時間短縮が図られるシステムとして、予約受付システム、ASNシステム、受注情報事前確認システム、パレット等管理システム、配車計画システム、車両動態管理システム、求貨求車システム、運行・労務管理システム及び契約書電子化システムの導入を行うものであって、補助事業者が別に定めるものをいう。
- 九 「経営力強化」とは、一般貨物自動車運送事業者等（第一号イ及びロの事業者に限る。第10号において同じ。）において、事業環境の改善や事業経営の見直しを行うための取組み（原価管理システムの導入やM&A等）であって、補助事業者が別に定めるものをいう。
- 十 「人材確保・育成」とは、一般貨物自動車運送事業者等において、持続的な経営確保のために必要な人材の採用や業務上求められる資格取得及び技能習得に要する費用であって、補助事業者が別に定めるものをいう。

#### （交付の対象及び補助率）

**第4条** 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業者が行う車両の効率化設備の導入等並びに業務効率化、経営力強化及び人材確保・育成支援事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分及び補助率は別表のとおりとする。

#### （交付の申請）

**第5条** 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に大臣が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消

費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### （交付決定の通知）

- 第 6 条** 大臣は、前条第 1 項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第 2 による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。
- 2 第 5 条第 1 項の規定による交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項の交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。
- 3 大臣は、前条第 2 項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 大臣は、第 1 項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

#### （申請の取下げ）

- 第 7 条** 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から 20 日以内に様式第 3 による補助金交付申請取下届出書を大臣に提出しなければならない。

#### （補助事業の経理等）

- 第 8 条** 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の翌年度から 5 年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

#### （計画変更の承認等）

- 第 9 条** 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第 4 による計画変更（等）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 一 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の 15 パーセント以内の流用増減を除く。
- 二 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
- イ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

- ロ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
  - 三 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

#### (契約等)

- 第 10 条** 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結後速やかに、様式 1 別添に準じて届出書を作成し、大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業のうち間接補助事業を執行管理する業務における事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。
- 4 補助事業者は、第 1 項又は第 2 項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置を取ることとする。
- 5 補助事業者は、第 1 項又は第 2 項の契約（契約金額 100 万円未満のものを除く。）に当たり、国土交通省から指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 6 大臣は、補助事業者が前項本文の規定に違反して国土交通省からの指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 7 前 6 項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

#### (債権譲渡の禁止)

- 第 11 条** 補助事業者は、第 6 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

#### (事故の報告)

- 第 12 条** 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第 5 による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

### (状況報告)

**第13条** 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに様式第6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

### (実績報告)

**第14条** 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和6年4月10日のいずれか早い日までに様式第7による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、大臣は期限について猶予することができる。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

### (補助金の額の確定等)

**第15条** 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8による補助金の額の確定通知書を補助事業者に通知する。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 大臣は、補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、第1項に基づく現地調査等のほか、事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む。）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

### (補助金の支払)

**第16条** 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9による精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

### (消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

**第 17 条** 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 10 により速やかに大臣に報告しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、第 15 条第 3 項の規定を準用する。

### (交付決定の取消し等)

**第 18 条** 大臣は、第 9 条第 1 項第 3 号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第 6 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。ただし、第 4 号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

- 一 補助事業者又は間接補助事業者が、法令若しくは本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合又は間接補助事業者が間接補助金（補助金を財源として間接補助事業者に交付する給付金をいう。以下同じ。）を間接補助事業以外の用に使用した場合
  - 三 補助事業者又は間接補助事業者が、補助事業又は間接補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合
  - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業又は間接補助金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業又は間接補助事業を遂行することができない場合（補助事業者又は間接補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
  - 五 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第 17 条第 1 項に基づく交付の決定の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 15 条第 3 項の規定を準用する。

### (財産の管理等)

**第 19 条** 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管

理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第 11 による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 14 条第 1 項に定める実績報告書に様式第 12 による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

#### (財産の処分の制限)

- 第 20 条** 取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、他の法令等に定めるもののほか、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産のうち機械及び重要な器具で、取得又は効用の増加価格が一個又は一組 50 万円以上のもの及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
  - 3 補助事業者は、間接補助事業者より財産の処分に係る承認申請を受けた場合には、様式第 13 による財産処分承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 4 前条第 4 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

#### (情報管理及び秘密保持)

- 第 21 条** 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち、間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
  - 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効とする。

#### (暴力団排除に関する制約)

- 第 22 条** 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する制約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす。

### (間接補助事業の実施に係る規程の承認等)

**第 23 条** 補助事業者は、補助事業の開始前に、補助事業を本要綱の規定に従い行うために、交付規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするとき（ただし、軽微な変更である場合を除く。）も同様とする。

2 補助事業者が、前項に定める交付規程に違反した間接補助事業の実施に係る手続き等を行った場合は、第 18 条に定める交付決定の取消しを行うとともに補助金の返納を命ずるものとする。

### (間接補助金の交付)

**第 24 条** 補助事業者は、間接補助金の交付を行うため、第 16 条第 1 項ただし書に規定する概算払により補助金の交付を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に交付しなければならない。

### (間接補助金の支払)

**第 25 条** 補助事業者は、間接補助金の支払の請求を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

### (その他)

**第 26 条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日）

この要綱は、令和 6 年 3 月 29 日から適用する。



(別表)

補助対象経費の区分

区 分	内 容	補助率
事業費	車両の効率化設備の導入等事業に要する経費	定額 (通常機器価格の1 / 6) 注1
	業務効率化事業に要する経費	定額 (導入及び使用費用の1 / 2) 注2
	経営力強化事業に要する経費	定額 (導入及び使用費用の1 / 2 又は事業費用の1 / 6) 注3
	人材確保・育成事業に要する経費	定額 (事業費用の1 / 2) 注4
事務費	報酬、人件費、社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、使用料及賃借料、会議費、役務費、委託料及び租税公課並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費	定額

注1 機器1台あたりの導入等に係る費用の上限額(通常機器価格)は、消費税及び地方消費税相当額を除き、次のとおりとする。

① テールゲートリフター

アーム式 60 万円、垂直式 60 万円、後部格納式 120 万円、床下格納式 120 万円

② トラック搭載型クレーン

大型 420 万円、中型 360 万円、小型 300 万円

③ トラック搭載用 2 段積みデッキ

36 万円

④ 速度制限装置の機能改修

26 万 3 千円

注 2 車両動態管理システムを除きクラウドサービス型によるものとする。

導入等に係る費用（車両動態管理システムを除く。）の上限額は、消費税及び地方消費税相当額を除き、48 万円とする。

車両動態管理システムは、当該システムを除く予約受付システム等の他のシステム導入と同時に導入するものとし、かつ、費用の上限額は、消費税及び地方消費税相当額を除き、1 台あたり 24 万円とする。

注 3 経営力強化事業に係る費用（原価管理システムは除く。）の上限額は、消費税及び地方消費税相当額を除き、300 万円とする。

原価管理システムに係る費用の上限額は、消費税及び地方消費税相当額を除き 12 万円とする。

注 4 人材確保・育成事業に係る費用の上限額は、消費税及び地方消費税相当額を除き、30 万円とする。

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。